

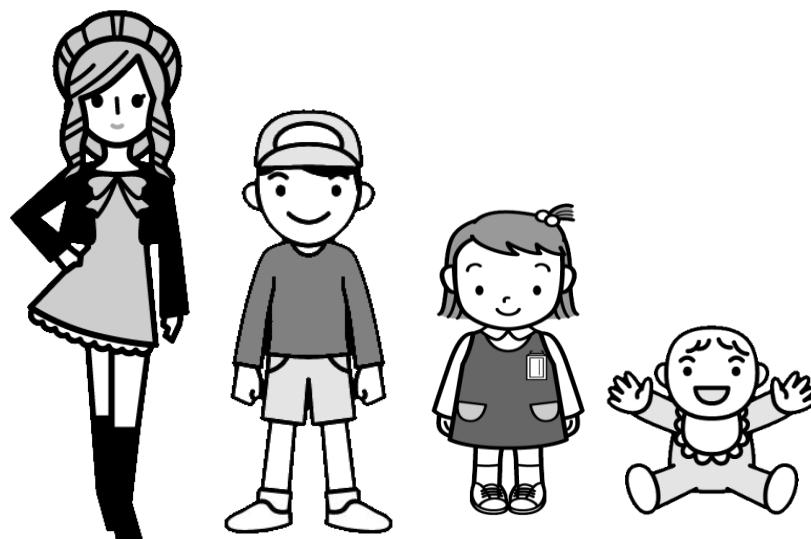
小山市の 青少年教育

2022年

未来を描ける小山の青少年

～生きる力あふれる青少年の

健全育成をめざして～



小山市教育委員会生涯学習課
青 少 年 系
青少年育成指導センター

目 次

I 小山市教育の概要	1
1 教育行政基本方針	1
2 教育目標:	1
3 教育委員会機構	2
4 生涯学習課青少年係・青少年育成指導センターの主事業	3
II 青少年教育の概要	4
1 基本方針	4
2 重点目標	4
3 健全育成施策	4
III 青少年育成体制の充実	5
1 青少年問題協議会	5
2 青少年健全育成連絡協議会	6~7
IV 青少年活動の促進	8
1 青少年団体の育成	8
2 子ども会育成会	9~10
3 青少年育成指導員の配置	11~12
4 青少年育成指導員研修会	13
V 青少年育成環境の整備	14
1 青少年育成市民運動	14~16
2 非行防止活動	17~20
3 親子学び合い事業	21
4 相談事業	22~30
5 放課後子ども教室推進事業	31~32
6 小野塚イツ子記念青少年健全育成基金活用事業	33

I 小山市教育の概要

1 教育行政基本方針

今日の社会は、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化しています。さらに、いじめの認知件数や不登校児童生徒数、特別な教育的支援や日本語指導を必要とする児童生徒数の増加、子どもの貧困率の深刻化など、子どもたちが直面する課題も多様化し、社会の変化を正確に予測することが一層困難になってきています。

こうした中で、知・徳・体の調和のとれた発達を促し、豊かな人間関係を構築する支援をしながら、持続可能な社会の担い手として、次代を拓き、地域を支えるひとづくりを推進することが、強く求められています。

そのため、教育には時代を超えて変わることのない価値あるものを揺るぎない信念で育み続けていくという“不易”的な側面と、社会の要請に柔軟に対応し、あるいは社会の変化を先取りして適切に対応するという“流行”的な側面の両面があることを的確に踏まえ、継続して取り組むべきもの、見直していくべきものを十分に検討した上で、新たなものについては、地方分権の趣旨を生かし、必要に応じた取組を推進していくかなければなりません。

また、学校、家庭、地域の三者がそれぞれの立場から子どもの教育に責任を持つとともに、それぞれの教育機能をいかんなく發揮し、相互に連携・協働しながら、子どもたち一人一人の個性を尊重するとともに、社会の一員としての自覚を促す教育を展開していくことも重要です。

このような状況に照らし、小山市教育委員会では、次に掲げる 6 つの教育目標の達成を通じ、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な市民の育成を図ってまいります。そのため、第 8 次小山市総合計画「『ひと』『まち』『くらし』がいきいき未来へつながる おやま」の施策の一つ「未来を担う次世代の育成と学び・文化を育むひとづくり」に依拠した本市教育の基本理念に沿って、総合的・計画的に教育施策を推進します。(第3期 小山市教育振興基本計画より抜粋)

2 教育目標

(1) 教育目標

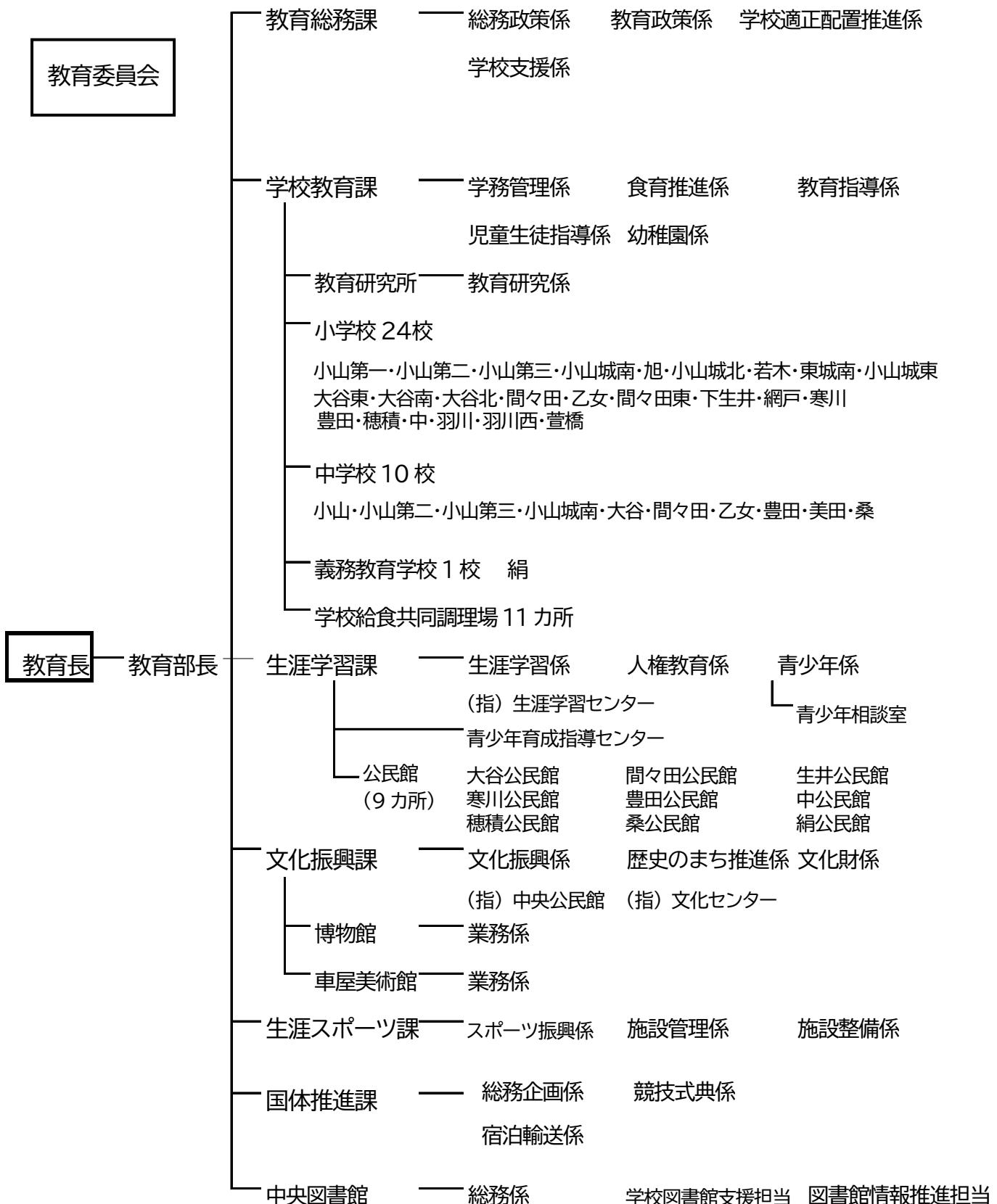
- ① 知・徳・体の調和のとれた人を育てる
- ② 生涯にわたって自己実現を目指す自立した人を育てる
- ③ 公共の精神を尊び、社会の形成に主体的に参画できる人を育てる
- ④ 創造性に富み、変革の時代に主体的かつ柔軟に対応できる人を育てる
- ⑤ 人権を尊び、平和で民主的な社会を形成する人を育てる
- ⑥ 伝統と文化の継承・発展に努め、国際社会の発展に貢献できる人を育てる

(2) 教育の基本理念

- ① 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む学校教育の実現
- ② 豊かな人と地域を創る生涯学習環境の実現
- ③ 心豊かで活気あるくらしやすい「文化都市小山」の実現
- ④ 元気いっぱい明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現

3 教育委員会機構

(令和4年4月1日)



※(指):指定管理者

4 生涯学習課青少年係・青少年育成指導センターの主事業

◇ 青少年健全育成の企画調整

◇ 青少年問題協議会

関係機関・関係者との連携、連絡調整（青少年育成市民団体・警察・学校・PTA・福祉関係者等）・小山市における青少年の健全育成活動や施策についての審議

◇ 青少年健全育成啓発事業

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」・「子供・若者育成支援強調月間～輝く未来 育て支えて 見守って～」・「小山市あいさつ運動強調月間」の推進、小山市青少年健全育成大会の開催

◇ 青少年相談事業

青少年相談室の運営、青少年相談研修会、学校・その他関係機関との連携
・面接相談（青少年主任相談員1名、青少年相談員6名）
・電話相談（電話相談員7名）

◇ 青少年健全育成連絡協議会

青少年健全育成連絡協議会の運営・地域における青少年健全育成活動の推進
栃木県民会議への協力

◇ 団体・グループ活動の推進

子ども会育成会連合会、ジュニアリーダースクラブ
ボーイスカウト・ガールスカウト

◇ 青少年育成指導員事業

青少年育成指導員協議会の運営・青少年育成指導員の配置及び育成

◇ 非行防止・環境浄化活動

街頭指導・列車補導、白ポスト設置

◇ 放課後子ども教室推進事業

◇ 小野塚イツ子記念青少年健全育成基金活用事業

II 青少年教育の概要

21世紀の多様性に富む時代において希望を持って活躍できるよう、国際性を身につけた、心身ともにたくましく、自主性や社会性、創造性のある心豊かな青少年の育成を図るために、関係機関・関係団体との連携を図りながら、協力して青少年の健全育成を推進することが重要です。そのための基本方針と重点目標を設定し、健全育成施策の実施に向けて努力します。

1 基本方針

- (1)たくましい心と体を育てる
- (2)豊かな心を育てる
- (3)自主性を育てる
- (4)社会性を育てる
- (5)創造性を育てる

2 重点目標

- (1)青少年の社会参加活動の推進
- (2)青少年の健全育成意識の高揚と地域住民運動の推進
- (3)青少年の非行防止と健全な社会環境づくりの推進
- (4)青少年健全育成相談の充実

3 健全育成施策

- (1)青少年育成体制の充実
 - ①青少年問題会議
 - ②青少年健全育成連絡協議会
- (2)青少年活動の促進
 - ①青少年団体の育成(ボーイスカウト・ジュニアリーダースクラブ等)
 - ②子ども会育成会への協力
 - ③青少年育成指導員の配置
 - ④青少年育成指導員事業
- (3)青少年育成環境の整備
 - ①青少年育成市民運動
 - ②非行・被害防止活動
 - ③親子学び合い事業
 - ④青少年相談事業
 - ⑤放課後子ども教室推進事業
 - ⑥小野塚イツ子記念青少年健全育成基金活用事業

III 青少年育成体制の充実

1 青少年問題協議会

青少年問題協議会は、青少年に関するすべての機関や団体を一体として組織し、青少年の指導、育成、保護等に関する総合的な施策について調査審議します。また、健全育成の全市民的運動の効果的推進について連絡調整を図ります。

(1) 任務

- ① 問題青少年の指導、保護および矯正に関する各種情報資料の交換および収集
- ② 青少年の指導、保護および矯正に関する具体的対策の樹立
- ③ 青少年の指導、保護および矯正に関する公私機関の活動の調整促進
- ④ 青少年の指導、保護および矯正に関する実施事項の審議検討

(2) 設立年月日 昭和47年3月23日

(3) 設置根拠 条例設置

(4) 構成員 15名

・会長	市長
・市議(2名)	市議会議員
・行政機関職員(2名)	小山警察署長、小山市教育長
・学識経験者(10名)	小山保護区保護司会 社会教育委員 青少年健全育成連絡協議会 民生・児童委員 青少年育成指導員 子ども会育成会連合会 PTA連合会専門委員 高等学校長 中・義務教育学校長 小・義務教育学校長

2 青少年健全育成連絡協議会(市民会議)

市民の総意を結集し、市民ぐるみの青少年健全育成活動を進めるため「青少年健全育成連絡協議会」を市民会議として組織しています。協議会では青少年の非行防止および環境浄化活動を推進し、地域育成団体の育成を図るとともに、市の青少年健全育成事業にも呼応し種々の事業への助成を行っています。

(1) 重点事業

- ① 豊かな人間性の高揚を図るための諸活動
- ② 健全育成施策の整備を促進するための諸活動
- ③ 家庭の健全化を図るための諸活動
- ④ 健全な育成団体およびグループの育成を図り、多くの青少年がこれらの事業に参加することを奨励するための諸活動
- ⑤ 青少年の非行防止のための諸活動
- ⑥ 社会環境の浄化を図るための諸活動

(2) 設立年月日 平成3年6月24日

- ※ 平成21年9月10日 市民会議として認定される
- ※ 平成22年6月18日 青少年育成団体協議会から名称変更

(3) 組織 会の趣旨に賛同する団体および関係機関で構成する

- 役員 12名
会長、副会長(2名)、会計(1名)、理事(6名)、監事(2名)

(4) 構成団体 10団体

- ・小山地区青少年健全育成協議会
- ・大谷地区防犯連絡協議会
- ・住みよい間々田推進協議会
- ・寒川地区振興協議会
- ・生井地区防犯連絡協議会
- ・豊田地区地域安全活動連絡協議会
- ・中地区まちづくり振興協議会
- ・穂積地区青少年健全育成協議会
- ・桑地区青少年健全育成連絡協議会
- ・絹地区青少年健全育成防犯協議会

(5)令和3年度の主な事業

月	日	事 業 内 容	場 所
5	26	青少年育成市町村民会議等全体連携会議 中止	栃木県総合教育センター
6	18 22	会計監査・第1回役員会・事務担当者会議 第1回小山市いじめ等防止市民会議	本庁舎6階大会議室 本庁舎2階会議室
7	3 5	青少年の非行・被害防止全国強調月間 街頭啓発活動 中止 定期総会・研修会	ハーヴェストウォーク 本庁舎6階大会議室
8	17 26	人権講演会(後援)中止 第2回役員会・事務担当者会議 中止	文化センター小ホール 本庁舎6階大会議室
10		視察研修(宿泊)中止	
11 〃	20 〃	第16回小山市青少年健全育成大会(協力・後援) 子ども・若者育成支援強調月間街頭啓発活動 中止	文化センター 大ホール 〃
2	1 15 19	第2回小山市いじめ等防止市民会議 書面会議 青少年育成市町村民会議 全体連携会議 Zoom会議 第53回小山地区青少年健全育成剣道大会 中止	桑市民交流センター 本庁舎5階 502会議室 県南体育館
3	23	第3回役員会・事務担当者会議	中央公民館 第1研修室



IV 青少年活動の促進

1 青少年団体の育成

急激な社会構造の変化は、青少年の生活意識にも大きな変化を起こし、様々な社会問題を投げかけています。このような状況の中で、青少年の健全育成のため、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年の発達段階を踏まえた育成が行われることが重要となってきます。

学校週5日制に伴い、地域社会の役割、とりわけ地域において青少年の育成に係わる団体の役割がますます重要となってきました。

行政としては、こうした社会的・時代的要請を的確にとらえ、明日の社会を担う青少年の健全育成を目指し、地域において活動を展開している関係団体に対して、活動の円滑な推進のために積極的に助成することが急務となっています。

(1) ボーイスカウト・ガールスカウト

両団体とも、自立・協力・奉仕が基本という考え方のもとに、少年少女が社会を構成する一人としての責務を果たしながら、幸せに人生を歩む人に成長することを願って、社会教育の立場から運動を進めています。現在本市ではボーイスカウト1団体が、それぞれ構成員の年代にふさわしい目標を設けて活動しています。

① 小学校1・2・3年生・義務教育学校1・2・3年生

活動的なゲームやハイキング、キャンプ等を通して、人と交わることを学ぶとともに、スカウト活動や日常の基本的なことを経験します。

② 小学校4・5・6年生・義務教育学校4・5・6年生

協力し合って計画を立て、みんなで決めて責任を分担し、活動を進めながら協調性、実行力、社会性を養います。

③ 中学校1・2・3年生・義務教育学校7・8・9年生

目標を掲げ、仲間と助け合いながら、自分の能力や興味を広げていく野外活動や奉仕活動等様々な体験を通して創造性を養い、自主性を育て、自己の発見に努力します。

④ 高校生

自分の将来の適正を求めて多くの体験をします。自分で学び、身についた技術を人に役立てることができるよう実習し、社会の中でリーダーシップをとれるようにします。

(2) 小山市ジュニアリーダースクラブ(OJLC)

小山市ジュニアリーダースクラブは、昭和54年に発足し、中学生・高校生により組織されています。

地域奉仕活動等の社会参加を通じて学校内では体験できない活動や技術等を体得させ、連帯心を身につけ社会性を培う目的で活動しています。活発な子ども会活動を進める上で、子どもと大人の架け橋として活躍しており、子ども会会員と年齢が近いため、子ども達の良き理解者として親しまれています。

2 子ども会育成会

子ども会は異なった年齢の子どもたちによる集団活動を通して、幼少時より人と人の交流を、下級生と上級生が一緒になって遊ぶことで体験し、家庭や学校では学ぶ事ができない、社会性を習得する場です。さらに、子ども会活動は子どもを仲介とした育成者の活動でもあり、若い保護者にとっては地域活動の入門となり、地域の人々と顔見知りになる良いきっかけが得られ、コミュニティを活性化する役割も担っています。

(1) 育成会の役割

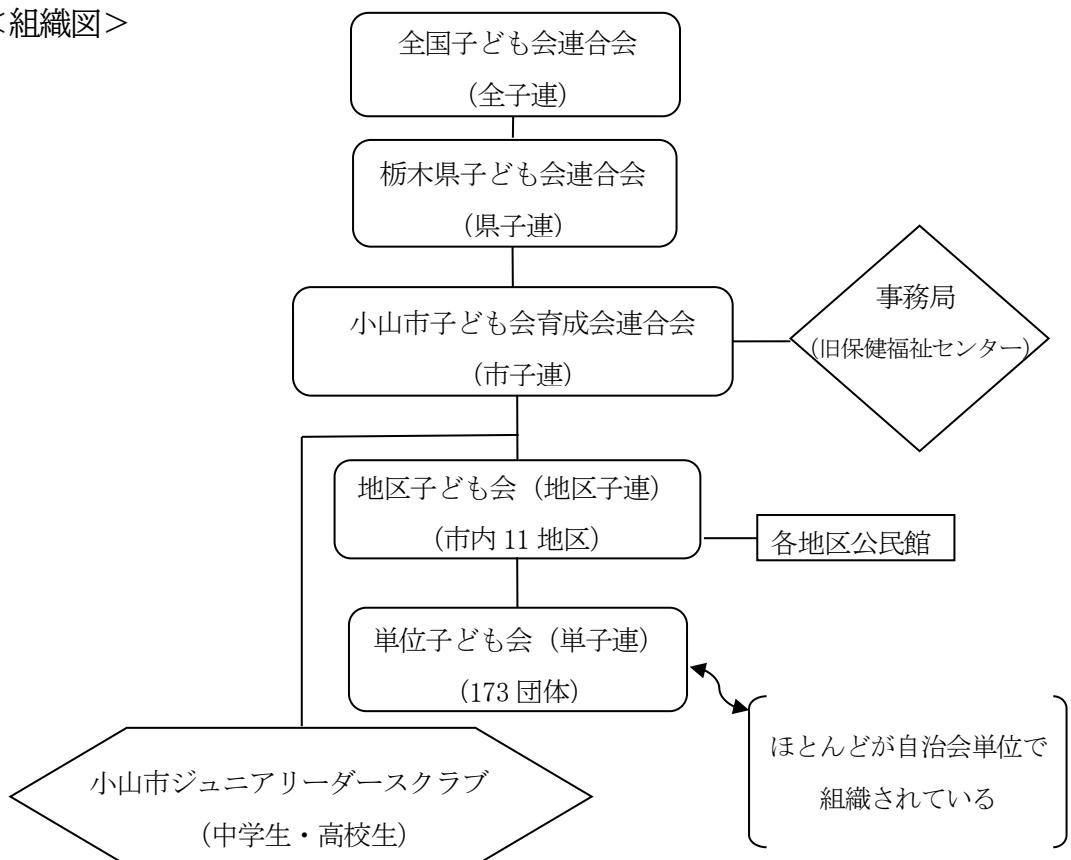
- ① 子ども会に関する物心両面にわたる援助と諸条件の整備をします。
- ② 地域の方々に子ども会を理解していただくための研修会をします。
- ③ 地域の子ども会活動と学校や行政区など関係機関との連携を図ります。
- ④ 指導者やジュニアリーダー等各種指導者の発掘、養成、活動の定着を図ります。

(2) 子ども会育成会の組織

子ども会は「単位子ども会(地域の子ども会)」の活動が基本になります。

単位子ども会を支えるための横のつながりとして地区子ども会があります。そして、地区子ども会が集まって小山市子ども会育成会連合会(市子連)があります。市子連は、地区子ども会や単位子ども会を支援するための組織です。研修会や子どもフェスティバル等のイベントの実施や、安全共済会の手続き等を行っています。

<組織図>

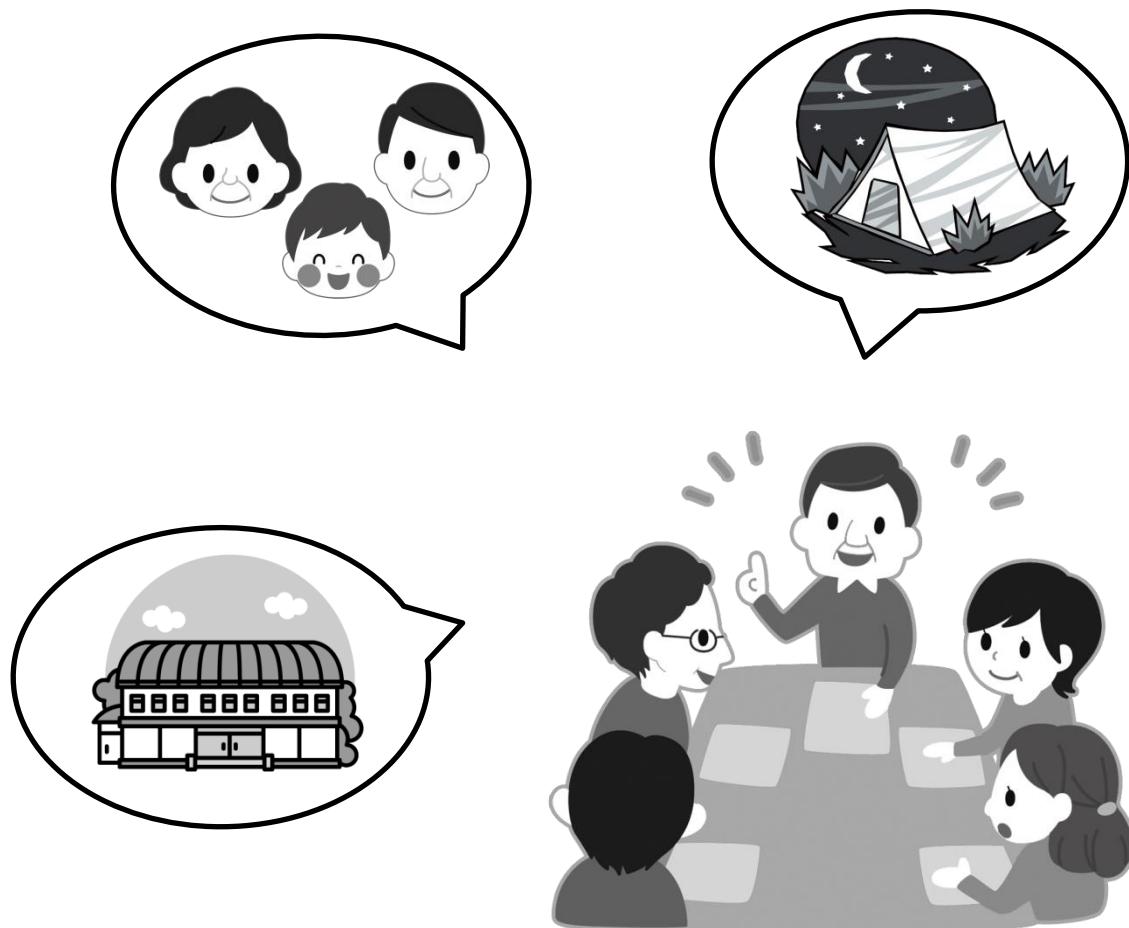


(3)役員 15名

会長、副会長(2名)、理事(10名)、監事(2名)

(4)構成団体 11団体

- ・小山地区南部子ども会育成会連絡協議会
- ・小山地区北部子ども会育成会連絡協議会
- ・大谷地区子ども会育成会連絡協議会
- ・間々田地区子ども会育成会連合会
- ・生井地区子ども会育成会連絡協議会
- ・寒川地区子ども会育成会連絡協議会
- ・豊田地区育成会協議会
- ・中地区子ども会育成会連絡協議会
- ・穂積地区子ども会育成会連絡協議会
- ・桑地区子ども会育成会連絡協議会
- ・絹地区子ども会育成会連絡協議会



3 青少年育成指導員の配置

近年の急激な社会構造の変化は、将来を担う青少年に様々な問題をなげかけています。本市では青少年の育成を考えるにあたり、旧来の指導員の街頭指導業務や環境浄化業務に、新たに子ども同士の活動を側面から支える育成業務を加え、「青少年育成指導員」を配置しています。

(1) 委 嘴 教育委員会

(2) 任 期 2年

(3) 人 員 71名

(4) 職 務

- ① 青少年の指導および育成活動に関すること
- ② 青少年団体活動の支援に関すること
- ③ 青少年の補導に関すること
- ④ 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動に関すること
- ⑤ その他青少年の健全育成に関して必要な事項

(5) 選出および活動区分 中・義務教育学校区(11) + 青年会議所(1)

小山一地区(6名)、小山二地区(6名)、小山三地区(7名)、城南地区(8名)、

大谷地区(6名)、間々田地区(7名)、乙女地区(5名)、豊田地区(5名)

美田地区(5名)、桑地区(6名)、絹地区(4名)、青年会議所(5名)

総括指導員(1名)

(6) 活動内容

①地区指導(各地区月2回実施)

それぞれの地区内の商業施設や公園など青少年の集まりやすい場所を中心に巡回し、青少年の非行化の防止を行っています。

巡回の日程・巡回場所は地区のイベントなどに合わせ、各地区が設定を行っています。

②中央指導(月7回実施。内1回は白ポスト回収)

駅周辺を中心に巡回を行い、青少年の非行化の防止を行っています。また、月に1度白ポスト回収を行い、(p.17参照)社会環境の整備に努めています。

毎月、第3金曜日を「街頭啓発強化の日」と設定し、夜間の街頭啓発活動を行っています。

(7)令和3年度の主な事業

月	日	事 業 内 容	会 場
4	22 〃	令和2年度会計監査 三役会・役員会	中央公民館 中央公民館
5		定期総会(書面) 栃木県少年補導員会連絡協議会定期総会(会長)(書面)	
6	22 28	第1回小山市いじめ等防止市民会議 三役会・役員会	市役所 大会議室 2ab 市役所 大会議室 6cd
7	3 12	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」街頭啓発活動(中止) 第1回市内県立高校合同巡回指導	ハーヴェストウォーク 小山駅・間々田駅周辺
8	21 26	おやまサマーフェスティバル 2021 特別夜間街頭指導(中止) 栃木県少年の主張発表大会下都賀地区大会(会長・他)	市役所・小山駅周辺 栃木市
9	18	栃木県少年の主張発表県大会(会長・他)	栃木県総合文化センター サブホール
10	7	第1回県連合同理事会(会長)(書面)	
11	20	第16回小山市青少年健全育成大会(会長) 「子ども・若者育成支援強調月間」街頭啓発活動(中止)	文化センター大ホール
12	9 16 22	第2回市内県立高校合同巡回指導 三役会・役員会 年末夜間街頭指導(三役・総括・事務局)	小山駅周辺 中央公民館 市内
2	1 3 18	第2回小山市いじめ等防止市民会議(書面) 第2回県連合同理事会・研修会(会長)(書面) 全体会議・研修会(中止)	中央公民館
3	1 18	指導員だより発行 三役会・役員会	中央公民館

4 青少年育成指導員研修会

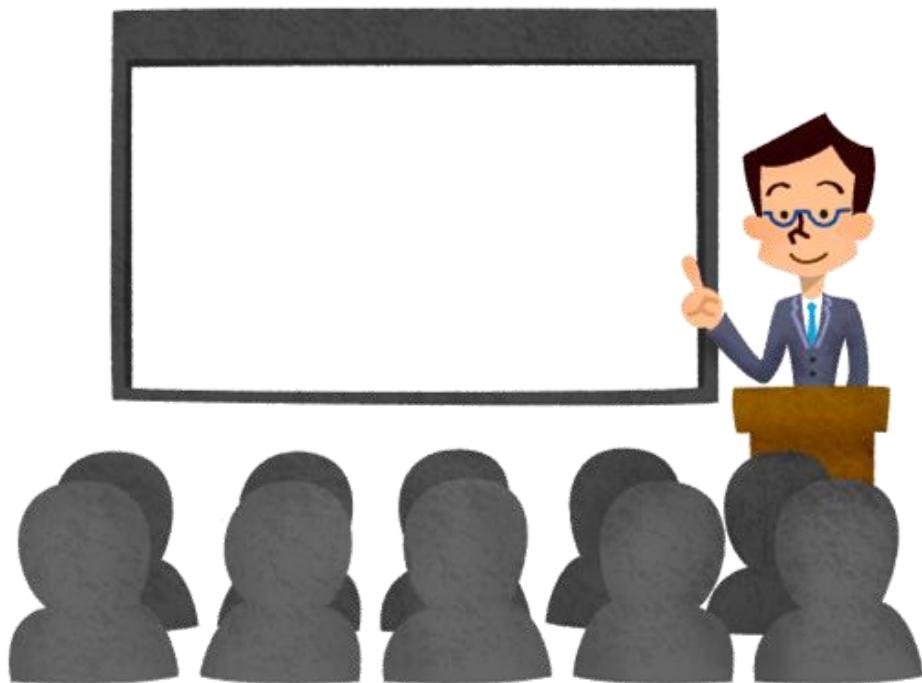
青少年の健全な成長の育成を図るため、青少年の「こころ」と「からだ」づくりを助長することが、今日の急変する社会に対応するために強く要求されています。

さらに、青少年の自主性を尊重した団体活動が重視されている今、地域での日常活動のなかに青少年育成活動を積極的に取り入れ、その活動の指導にあたる者の責務や役割について研修し、青少年育成地域活動の振興を図っています。

令和3年度は、令和2年4月に開設されたひきこもり相談支援室の現状について、講話による研修会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

(令和3年度実施計画)

期 日 令和4年2月18日(金)
場 所 小山市立文化センター 小ホール
内 容 講 話 ひきこもり相談支援室について
講 師 小山市役所 福祉課 ひきこもり相談支援室
主任 碓井 真理子 氏



V 青少年育成環境の整備

1 青少年育成市民運動

市民総ぐるみで子ども達を育てるため、地域における住民活動の組織化とその推進に努め各種啓発活動を行い、青少年が安心して生活できる地域づくりを目指します。

(1) 「小山市の青少年教育」の発行

小山市の青少年教育に関する情報を提供するため、年1回発行しています。

(2) 「第16回小山市青少年健全育成大会」の開催

青少年の今を感じ、子どもたちが安心して健やかに成長するため、地域で支えあう「健全な環境、安全で安心な小山」を広く訴えていくことを目的として、子ども・若者育成支援強調月間である毎年11月に「小山市青少年健全育成大会」を開催しています。

(令和3年度実施状況)

期日 令和3年11月20日(土)

場所 小山市立文化センター大ホール

内容・青少年の主張作文コンクール

小学校及び義務教育学校(6年生)部門5名、中学校(3年生)及び義務教育学校(9年生)部門5名、高校生部門3名、新成人部門1名

・DVD「おやまっ子いじめゼロスローガン」上映

・表彰式(作文コンクール)



▲あいさつ運動コンクール作品展示の様子



▲作文コンクールの様子

(3) 街頭啓発活動

近年、少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。

また、特にスマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、青少年が危険ドラッグ等の違法・有害情報に接触する危険性が増大しているほか、インターネットを利用して青少年がストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」、児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭う事例が絶えないなど、厳しい状況となっています。

そこで、内閣府では7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、国民が理解を深め、さらに、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、特にインターネットを通じた非行及び犯罪被害防止に重点を置きつつ、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施しています。

また、11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることを目的に、子ども・若者育成支援のための各種事業や活動を集中的に実施しています。

小山市ではこれらの強調月間にあわせて、関係機関・団体の協力を得てリーフレット等を配布し、啓発を図っています。

令和3年度は、7月と11月に街頭啓発を予定していましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、いずれも中止としました。計画していた内容は以下のとおりです。

《掲載写真は令和元年度に撮影したものです。》

① 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」街頭啓発(7月)

期　日 令和3年7月3日(土)
場　所 おやまゆうえんハーヴェストウォーク
内　容 リーフレット等の啓発物を配布
参加団体 ・小山市青少年育成指導員協議会
　　　・小山市青少年健全育成連絡協議会



② 「子ども・若者育成支援強調月間」街頭啓発(11月)

期　日 令和3年11月20日(土)
場　所 小山市立文化センター1階ロビー
内　容 リーフレット等の啓発物を配布
参加団体 ・小山市青少年健全育成連絡協議会
　　　・小山市青少年育成指導員協議会



※配布予定であった啓発物は「第16回小山市青少年健全育成大会」来場者の座席に配置するのみとしました。

(4) 小山市あいさつ運動

「あいさつ」は、人間関係を深めるきっかけであり、コミュニケーションの始まりでもあります。地域の人々や行き交う人々が日常生活の中で、「あいさつ」を交わすことにより交流が生まれ、『ふれあいと心の豊さ』や『郷土愛』を育み、『豊かで活力があり、暮らしやすい小山』を市民協働で築いていく環境をつくることを目的に、小山市あいさつ運動を推進しています。

①あいさつ運動月間

4月と10月をあいさつ運動月間と定め、のぼり旗等を掲げ、啓発活動を実施しています。



②あいさつ運動ポスター・標語コンクール

あいさつ運動に関するポスター・標語を小・中・義務教育学生から募集し、優秀作品の表彰および作品展示会を開催しています。

▲シンボルマーク

③小山市あいさつ通り

各小学校区に1ヵ所あいさつ通りを選定し、パネル・看板を設置しています。

④あいさつ運動推進団体登録制度

積極的に「あいさつ運動」に取組む団体を「小山市あいさつ運動推進団体」として登録し、各団体が取組む「あいさつ運動」の持続・活性化を図り笑顔あふれるあいさつのまち小山をPRします。

令和3年度優秀作品 <ポスター部門>



<標語部門>

おはようの 4もじばわー げんきのたしざん
あいさつの バトンをつぎへ わたそうよ
あいさつが 朝の心の ウォーミングアップ
あいさつで つなぐ絆と 地域の和
あいさつの たねをまいて 笑顔咲く
「またあした」 笑顔で言われる 安心感



2 非行防止活動

青少年の健全育成が国民の課題として叫ばれ、様々な施策が講じられていますが、近年は反社会的問題行動ばかりでなく、非社会的問題行動の増加も目立ってきています。

このような現状を踏まえ、家庭、地域社会をはじめ関係機関団体との連携をとり、望ましい社会環境づくりを目指し、積極的な活動を推進します。

(1) 街頭指導・列車補導

生涯学習課青少年係職員と青少年育成指導員により、「愛の声掛け」指導活動を行っています。

(活動方法)

① 指導活動計画に基づく市内繁華街の巡回

② 市内 10 中・義務教育学校区ごとの地域の実情に応じた計画による巡回

また、市内高等学校と連携し、JR 各線の列車補導を定期的に実施し、青少年の非行防止に努めています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のため列車補導は実施せず、小山駅及び間々田駅周辺の巡回指導を実施しました。

(2) 警察署等との連携

青少年による万引き等非行実態を把握・対応するため、警察署等と情報交換を行うなど、相互連携に努めています。

(3) 白ポストの設置

子どもに見せたくない本を家庭に持ち込まないよう、JR 小山駅および間々田駅に白ポストを配置し、有害図書の回収活動を行っています。

○配置場所 4 カ所：小山駅西口、小山駅東口、間々田駅西口、間々田駅東口



▲列車補導の様子



▲白ポストの回収の様子

令和3年度街頭指導活動状況

1 街頭指導実施回数・出務状況(特別指導…列車補導、夜間特別街頭指導など)

時間別	回 数		従事内訳(人数)							
			センター職員		育成指導員		警察官等		計(人数)	
	通常指導	特別指導	通常指導	特別指導	通常指導	特別指導	通常指導	特別指導	通常指導	特別指導
午前	1	0	0	0	5	0	0	0	5	0
午後	278	3	0	7	1,479	14	0	2	1,479	23
夜間	61	0	5	0	257	0	0	0	262	0
計	340	3	5	7	1,741	14	0	2	1,746	23

2 行為別・学識別指導状況

行為別	学識別												計	前年同期		比較増減		
	未就学		小学生		中学生		高校生		大学生		その他学生			有職者		無職者		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	
不良行為少年	飲酒						4		0	0			4		2		+2	
	喫煙						3		2	1			12	1	22	5	-10	
	家出								0	0							-4	
	無断外泊								0	0								
	不健全性的行為								0	0								
	怠学								0	0								
	不健全娯楽								0	0								
	二輪(自転車を除く)に関する指導								0	0								
	服装の乱れ								0	0								
	好ましくない遊び								0	0								
その他	路上遊び	1	2				8		2	0			19	2	5		+14	
	学校帰りの遊び								0	0					2		-2	
	2人乗り						2	2		1	1		5	3	9	5	-4	
	自転車無灯火			1		1	32	25	21	10	5	0	70	35	118	19	-48	
	信号無視							1		0	0						+16	
	傘さし						3	1	3	1	0	0	10	2	6		+2	
上記以外の指導	携帯電話						7	1		1	0	2		12	7		+5	
	上記以外の指導			4		42	1	24	3		0	0	87	4	63		+24	
										10	10	7					+4	
上記以外の指導		1				33		76	64		11	2	3		20	5	144	
指導合計		2	2	5		76	1	159	95	26	11	22	4	24		50	5	364
愛の声掛け		727	630	2,040	1,248	981	396	723	441	31	16	21	14	1,030	835	258	421	5,811
総合計		729	632	2,045	1,248	1,057	397	882	536	57	27	43	18	1,054	835	308	426	6,175
																		4,119
																		5,721
																		3,686
																		454
																		+433

・「不健全娯楽」

… 少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
(風俗営業所、有害興行場等への立ち入り、賭博類似行為をするなど)

・「好ましくない遊び」

… 不健全娯楽以外に、少年の特性を害する恐れのある行為

・「上記以外の指導」

… 上記以外の行為で健全育成上支障が生じる恐れのある行為
(歩きスマホ、座り込みなど)

・「愛の声掛け」

… 非行行為を未然に防ぐための声掛け活動

3 行為別・男女別指導状況の推移

区分 行為別	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
不良行為少年	飲酒				20				2		4	
					+20		-20		+2		+2	
	喫煙		15	3	41	12	16	3	13	14	22	5
			+4	-2	+26	+9	-25	-9	-3	+11	+9	-9
	家出						1					
							+1		-1			
	無断外泊											
	不健全性的行為											
	怠学											
	不健全娯楽				-43	-26						
その他	二輪(自転車を除く)に関する指導				2				2	1		
					+2		-2		+2	+1	-2	-1
	服装の乱れ											
	好ましくない遊び		4		1		4					
			-6	-1	-3		+3		-4			
	路上遊び		34	24	34	18	20	23	16	3	5	
			+15	+3	0	-6	-14	+5	-4	-20	-11	-3
	学校帰りの遊び		3	4	16	7	7	4	3		2	
			-67	-64	+13	+3	-9	-3	-4	-4	-3	+2
	2人乗り		12	9	6	4	8	6	18	9	9	5
自転車に関する指導			-3	-2	-6	-5	+2	+2	+10	+3	-9	-4
	無灯火		34	19	43	19	43	11	91	17	118	19
			-2	-2	+9	0	0	-8	+48	+6	+27	+2
	信号無視						1				1	
							+1	+8	-1	-7	-1	+1
	傘さし		9	5	4		11	4	6	1	6	
			+4	+5	-5	-5	+7	+4	-5	-3	0	-1
合計	携帯電話		8	1	3	5	14	5	10		7	
			+8	-1	-5	+4	+11	0	-4	-5	-3	+3
	上記以外の指導		193	28	168	24	153	11	123	20	63	
上記以外の指導		-38	-20	-25	-4	-15	-13	-30	+9	-60	-20	+17
指導合計		115	44	187	107	91	39	112	43	97	21	142
		-163	-168	+72	+63	-96	-68	+21	+4	-15	-22	+45
		427	137	505	197	395	106	396	108	329	52	346
愛の声掛け		2,141	1,768	3,843	3,315	5,679	4,728	6,654	4,800	5,581	4,001	5811
		+751	+279	+1,702	+1,547	+1,836	+1,413	+975	+72	-1,073	-799	+230
合計		2,568	1,905	4,348	3,512	6,074	4,834	7,050	4,908	5,910	4,053	6157
		+460	+1	+1,780	+1,607	+1,726	+1,322	+976	+26	-1,140	-855	+247

※(下段):前年度比較増減

4 環境浄化活動年間集計表

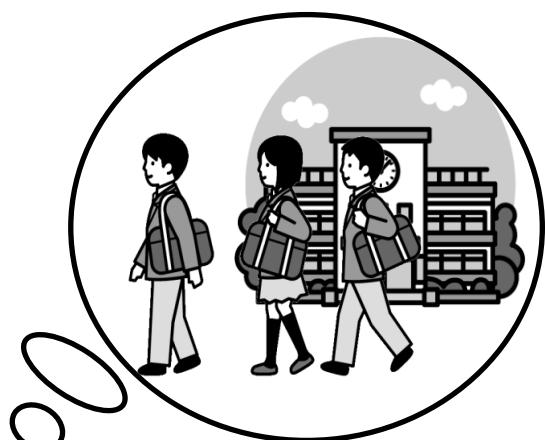
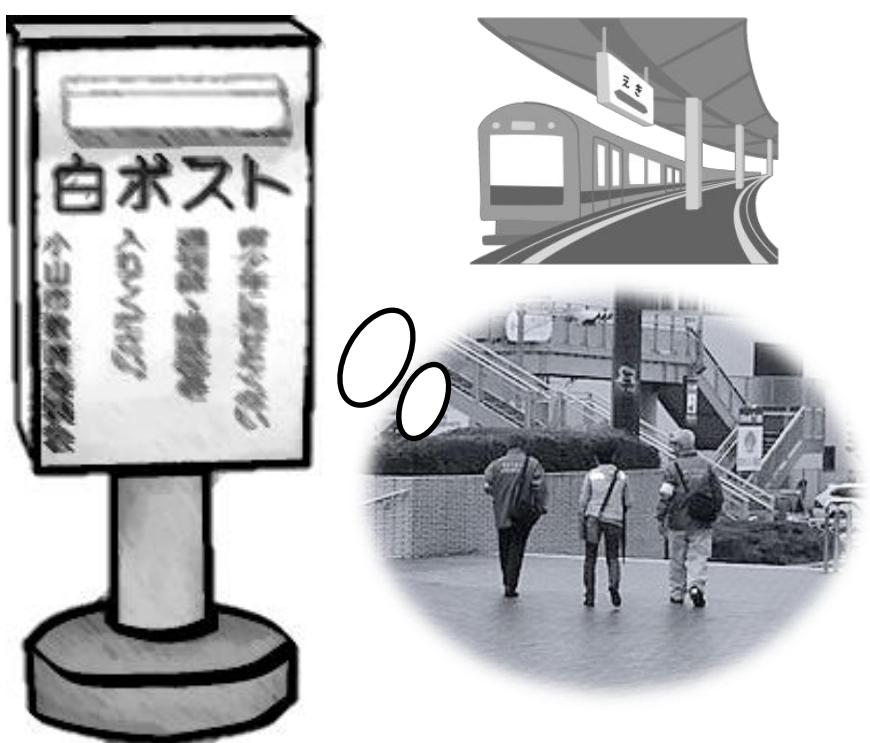
対象	自販機 スタンド	広告物	興行	がん具	不健全 営業	たまり場	その他	計
件数	265 (319)	0 (2)	94 (91)	94 (98)	204 (183)	786 (797)	279 (294)	1,722 (1,784)
枚数		0 (2)						0 (2)

※(下段):前年度 広告物点線下:撤去ビラ等の枚数

5 白ポスト回収誌集計表

		一般 週刊誌	漫画 週刊誌	ポルノ コミック	少年 雑誌	月刊誌	単行本	その他	ビデオ CD等	計
1	小山駅 西 口	14 (10)	1 (0)	38 (40)	0 (0)	0 (7)	1 (1)	20 (10)	52 (213)	126 (281)
2	小山駅 東 口	1 (0)	28 (2)	362 (136)	0 (1)	0 (7)	7 (16)	1 (0)	63 (75)	462 (237)
3	間々田駅 西 口	2 (1)	10 (1)	34 (61)	2 (0)	0 (2)	16 (1)	0 (0)	2 (47)	66 (113)
4	間々田駅 東 口	51 (0)	155 (1)	81 (69)	9 (18)	0 (3)	18 (23)	2 (22)	62 (71)	378 (207)
計		68 (11)	194 (4)	515 (306)	11 (19)	0 (19)	42 (41)	23 (32)	179 (406)	1,032 (838)

※(下段):前年度



3 親子学び合い事業

小山市内の小・中学校では、児童・生徒に携帯電話、スマートフォンを持たない・持たせないことを指導しています。そこで、携帯電話、スマートフォンやインターネットの危険性を訴えることを主眼において「ネット時代の歩き方講習会(栃木県青少年育成県民会議主催)」を希望する学校で実施しています。特に、最近青少年の被害が増えているLINE等のSNSの怖さ・危険性に重点を置いて講習を行っています。

児童・生徒だけでなく保護者にも参加を呼びかけるために、参観日や土曜授業に合わせて実施しました。

令和3年度は、小学校4校で実施しました。

(令和3年度実施計画)

◆実施数

小学校4校

◆実施内容

「子どもと携帯電話」



4 相談事業

近年、社会環境の変化により子どもの養育についての知識や技術が伝承されにくくなっています。さらに、地域社会における連帯意識の希薄化や、家庭教育力の低下等の要因が重なり、青少年の問題が多種多様化するとともに深刻化しています。

このような社会環境の変化に対応するために、小山市では、平成 5 年度に青少年相談室を設置し、青少年の健全育成に関する相談事業を実施しています。

(1) 青少年相談事業の概要

① 面接相談

公認心理師及び臨床心理士の資格を有する、研修を積んだ 7 名の青少年相談員が、専門性・迅速性・きめ細かな対応を旨とし、土・日・祝日・年末年始(12/28~1/4)およびお盆期間(8/13~8/16)を除く毎日、青少年相談室において相談業務を行っています。

カウンセリングや遊戯療法を中心に、必要に応じて諸検査、家庭訪問および学校へのコンサルテーション等を実施しています。相談対象年齢は、幼児から青年期までで、相談内容は、子育て・教育・心理的問題・いじめ・学校生活・問題行動等です。

② 電話相談

電話相談は、必要な時にどこからでも名前を言わずに気軽に相談できる等、面接とは違う特徴があり、問題解決よりも主訴の明確化と方向付けに重きを置いています。相談の内容によっては、必要に応じて面接相談のみならず、他の相談機関を紹介しています。また、平成 25 年 7 月より、子どもたちの学校がない日、親の仕事がない日でも相談を受け付けられるように、土日も受付しています。

(2) 関係機関との連携

秘密の厳守という基本的な考えのもとに、本人および保護者の了解を得た上で、関係機関と情報交換を行い、連携して援助活動を行っています。

① 学校との連携

学校と情報交換することで、より適切な対応が可能となるので、本人および保護者の了解を得て情報交換し連携しています。また、学校からの要請があれば、学校等を訪問して、児童・生徒の行動観察や支援等を行っています。

② 不登校適応指導教室(アルカディア)との連携

青少年相談室と不登校適応指導教室とは定期的に情報交換会を開催し(年 3 回)、ケースに対する相互理解を深め、より適切な対応を目指しています。

③ その他の関係機関との連携

いじめ、不登校、虐待等、青少年を取り巻く問題行動は、一担任や一学校だけで解決できない場合が多く学校と地域が一体となった多面的な援助が必要であり、関係機関のネットワークによる援助活動が不可欠になっています。

連携機関は、小山市子育て家庭支援課、健康増進課、福祉課、栃木県県南健康福祉センター、栃木県県南若者サポートセンター、各医療機関等です。

ア 小山市不登校児対策検討委員会（学校教育課所管）

不登校に関しては、「小山市不登校対策検討委員会」が設置されており、年2回の検討会が実施されています。その検討結果は、小山市の全教員に配布されています。

イ 下都賀地区教育相談連絡会

下都賀地区的教育相談担当者の研修や連携を図ることを目的として、「下都賀地区教育相談連絡会」が年2回開催され、他の市町の相談員と情報交換を行っています。

(3) 相談関連事業

① 巡回相談

平成16年度から外部の心の専門家という立場で学校を支援することを目的として学校教育課と連携して巡回相談を実施しています。

(令和3年度実施状況)

- 小学校 16校 延べ 31回
- 中学校 2校 延べ 4回
- 義務教育学校 1校 延べ 2回

② 青少年相談研修会

年1回、教育相談機関の相談員、幼稚園、保育園(所)、認定こども園、小・中・義務教育学校等の保育士、教員、相談業務担当者等を対象に、教育・心理・医学・福祉等様々な分野の講師を招き研修会を開催しています。

(令和3年度実施状況)

- 期 日 令和3年10月11日(月)
場 所 文化センター 大ホール
演 題 「医療現場から見た子どもの発達と特別支援教育に望むこと」
講 師 新小山市民病院 診療部 小児科 部長 野崎 靖之 氏

③ 電話相談員研修会

年1回、電話相談員の知識や資質の向上を図ることを目的に、講師を招き研修会を開催しています。

(令和3年度実施状況)

期 日 令和3年10月25日(月)

場 所 小山市役所 会議室403(4階)

演 題「教育現場での問題や対応等について」

講 師 学校教育課 児童生徒指導係主任 小島 寿 氏

④ 自主研修会

ア 所内ケース検討会(年12回)

青少年相談員の相互研修として毎月交代で事例を提出し、事例検討会を行い研修に励んでいます。

イ 読書会(年12回)

青少年相談員の相互研修として、毎月読書会を実施し専門的な知識を学び合い、青少年相談員としての資質向上に努めています。

ウ ドクター・ケーススタディ(年6回)

事例によっては、医学的な知識が必要な場合がありますので、アドバイザーに児童精神科医、精神科医、小児科医を招き、医学的立場からのアドバイスを受けています。

(4) 広報活動

- ① 「広報小山」の各月、特集ページを7月号において案内を掲載しています。
- ② 小山市のホームページに案内を掲載しています。
- ③ 小・中学校校長会や各種研修会等を利用し、事業内容等を報告しています。
- ④ 小・中・義務教育学校を通し、児童・生徒へ青少年電話相談カードを配布しています



電話相談カード

(5) 相談実績

【面接相談】

① 年度別相談件数・相談回数

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談件数(件)	308	355	403	478	535	553	584
前年度比増減数	+2	+47	+48	+75	+57	+18	+31
相談回数(回)	3,650	3,952	4,546	4,320	4,585	4,085	5,144
前年度比増減数	-270	+302	+594	-226	+265	-500	+1,059

※ 令和2年度から新型コロナウイルスの影響により面接時間は、原則1回あたり40分としています。

② 主訴別相談件数と相談回数の推移

年度 主訴	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数
不登校	47	491	37	487	43	638	49	485	45	476	44	494	54	628
学校生活	67	755	96	1,224	133	1,543	180	1,831	197	1,726	201	1,474	223	1,705
いじめ	1	3	0	0	1	21	0	0	0	0	1	8	0	0
進路	14	170	19	126	9	60	14	50	15	85	12	83	12	84
子育て・家庭生活	46	669	63	669	69	679	75	492	74	667	87	442	83	535
虐待	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発達	5	31	10	110	7	58	10	60	13	110	9	102	9	100
発達障がい	92	1,167	89	1,060	93	1,001	97	920	108	894	105	812	126	1,176
情緒不安定	24	267	31	206	35	426	37	409	53	506	56	563	65	837
習癖	1	28	4	51	6	67	5	40	8	68	6	54	5	27
緘黙	5	54	5	18	6	51	5	23	7	30	5	24	5	51
非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
性	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0	0	0
その他	5	14	1	1	1	2	4	8	13	22	26	29	2	1
合計	308	3,650	355	3,952	403	4,546	478	4,320	535	4,585	553	4,085	584	5,144



青少年相談室

③ 令和 3 年度 対象別相談件数と相談回数

対象別	就学前		小学校		中学校		高校		一般		相談受理件数		相談回数	
	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	合計(件)	合計(割合)	合計(件)	合計(割合)
主訴														
不登校	1	4	18	313	29	280	5	26	1	5	54	9.2%	628	12.2%
学校生活	3	3	126	1096	70	505	20	96	4	5	223	38.2%	1705	33.1%
いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
進路	0	0	0	0	0	0	1	1	11	83	12	2.1%	84	1.6%
子育て・家庭生活	6	50	50	270	17	125	6	61	4	29	83	14.2%	535	10.4%
虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
発達	0	0	7	95	2	5	0	0	0	0	9	1.5%	100	1.9%
発達障害	4	17	66	785	45	320	6	27	5	27	126	21.6%	1176	22.9%
情緒不安定	1	18	14	241	10	105	16	229	24	244	65	11.1%	837	16.3%
習癖	1	1	4	26	0	0	0	0	0	0	5	0.9%	27	0.5%
緘默	0	0	1	0	1	4	3	47	0	0	5	0.9%	51	1.0%
非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	2	0.3%	1	0.0%
合計(件)	16	93	287	2826	174	1344	58	488	49	393	584	100%	5144	100%
割合(%)	2.7%	1.8%	49.1%	54.9%	29.8%	26.1%	9.9%	9.5%	8.4%	7.6%				

※相談受理件数 584 件のうち前年度からの継続ケースは 359 件、新規ケースは 225 件となっています。

※対象別相談件数は小学生が最も多く、次いで中学生、高校生の順になっています。

※平成 28 年度以降、学校への訪問などを増やし、より細やかなケアを心がけるとともに、関係機関との連携を強化した結果、相談件数が大幅に増加しました。平成 29 年度には相談員を 1 名増員し、より多くの相談を受けられる体制となりました。

主訴別件数				主訴別回数			
件数順	主訴	件数	割合	件数順	主訴	回数	割合
1	学校生活	223	38.2%	1	学校生活	1,705	33.1%
2	発達障がい	126	21.6%	2	発達障がい	1,176	22.9%
3	子育て・家庭生活	83	14.2%	3	情緒不安定	837	16.3%
4	情緒不安定	65	11.1%	4	不登校	628	12.2%
5	不登校	54	9.2%	5	子育て・家庭生活	535	10.4%

- ・「発達障がい」 … 自閉・LDなどを含む、発達障がいが疑われる相談
- ・「情緒不安定」 … 神経症・習癖以外の心理的不安を示す相談
- ・「学校生活」 … 学校での友人関係や教師との折り合い等、学校生活に起因する相談
- ・「子育て・家庭生活」 … 育児の悩みや、家族に関する問題

※平成 28 年度から「学校生活」が主訴回数・件数ともに多くなっています。養育や発達など様々な要因が関係していますが、特に学校生活の中で問題が顕在しているケースとなります。

【電話相談】

① 令和3年度主訴対象別電話相談件数

対象別 主訴	就学前		小学生		中学生		高校生		大学生各種学生		一般		不明		小計(件)			合計(件)	割合(%)			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	有職者	無職者	男	女	男	女	不明					
1 不登校	0	0	2	2	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	0	14	2.2
2 学校生活	0	0	6	5	20	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	10	0	39	6.3
3 いじめ	0	0	0	1	3	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7	0	12	1.9
4 進路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
5 子育て・家庭生活	5	4	9	5	22	2	3	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	40	14	0	54	8.7
6 虐待	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	2	0.3
7 発達	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0.5
8 発達障がい	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0.8
9 情緒不安定	0	0	0	1	2	0	3	1	0	1	0	3	0	3	6	0	0	11	9	0	20	3.2
10 習癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
11 緘黙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
12 非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
13 性	0	0	0	0	19	0	63	0	2	0	0	0	0	0	10	0	0	94	0	0	94	15.1
14 その他	0	0	1	4	9	0	21	0	9	0	7	7	0	1	49	10	32	96	22	32	150	24.0
15 無言																231		231	231	231	37.0	
小計(件)	5	4	23	20	82	15	96	5	11	1	8	11	0	4	65	11	263	290	71	263		
合計(件)		9		43		97		101			12		19		4		339				624	
割合(%)	1.4		6.9		15.5		16.2		1.9		3.0		0.6		54.3						100	

○前年度との比較

令和2年度				令和3年度			
件数順	主訴	回数	割合	順位	主訴	回数	割合
1	情緒不安定	518	56.2%	1	無言	231	37.0%
2	無言	196	21.3%	2	その他	150	24.0%
3	その他	86	9.3%	3	性	94	15.1%
4	性	53	5.7%	4	子育て・家庭生活	54	8.7%
5	子育て・家庭生活	27	2.9%	5	学校生活	39	6.3%

※主訴対象別件数で大きく増えたのは、その他(64件増)です。

前年度と比較すると、その他の件数が2倍に増えています。こちらの理由としては、相談内容が複雑化しており、分類が難しいケースが増えたことが考えられます。

反対に大きく減少したのは、情緒不安定(498件減)です。こちらの理由としては、頻回者からの電話がなくなったためと考えられます。

② 令和3年度 主訴別・月別相談受理件数

主訴	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)	割合(%)
1 不登校	0	1	3	4	1	0	0	0	0	2	3	0	14	2.24%	
2 学校生活	1	5	3	2	1	8	2	4	2	6	4	1	39	6.25%	
3 いじめ	0	2	1	3	0	0	2	1	0	2	1	0	12	1.92%	
4 進路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
5 子育て・家庭生活	3	3	6	4	2	1	8	4	1	2	9	11	54	8.65%	
6 薫待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0.32%	
7 発達	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0.48%	
8 発達障がい	0	0	1	1	0	0	1	0	2	0	0	0	5	0.80%	
9 情緒不安定	5	4	1	3	0	3	1	1	0	0	0	2	20	3.21%	
10 習癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
11 純黙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
12 非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
13 性	11	5	17	9	6	9	10	7	5	7	5	3	94	15.06%	
14 その他	12	40	20	8	12	11	6	12	4	6	12	7	150	24.04%	
15 無言	33	0	22	25	9	13	28	10	18	29	19	25	231	37.02%	
合計	66	60	74	59	32	45	59	39	32	55	53	50	624	100.0%	

※件数が一番多かったのは6月、ついで4月・5月・7月・10月と続きました。学校生活・子育て・家庭生活・性・その他の相談は年間を通して毎月あります。



③ 令和3年度 相談者と対象者の関係

対象別 相談依頼者	就学前		小学生		中学生		高校生		大学生 各種学生		一般		不明			合計					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	有職者	無職者	男	女	不明	男	女	不明	計		
男 本人	0	0	0	0	67	0	89	0	10	0	6	0	0	0	65	0	0	237	0	0	237
	0	0	0	3	0	0	0	3	0	1	1	12	0	3	0	11	0	1	33	0	34
男 保護者	0	0	3	0	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	0	10
	5	4	20	17	12	13	5	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	44	35	1	80
男 親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
男 教師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男 雇主	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262	0	0	262	262
小計	5	4	23	20	82	15	96	5	11	1	8	12	0	3	65	11	263	290	71	263	
合計	9		43		97		101		12		20		3		339						624

※男女比(不明を除く)は男性 80.3%、女性 19.7%となり、相談件数総数は男性からの相談が圧倒的に多くなっています。

※一番多い相談依頼者(不明を除く)は、本人(男性)からの相談が 172 件で、次いで保護者(女性)からの相談が 80 件となります。

※一番多い相談の対象者(不明を除く)は、高校生(男性)89 件で、次いで中学生(男性)67 件となります。

令和 2 年度と比較すると中学生と高校生からの件数が増加しており、就学前と無職者は減少しています。

学生からの相談が増えた理由としては、電話相談カードを小山市内の学校の全児童・全生徒に配布し、周知ができたことによるものだと考えられます。

5 放課後子ども教室推進事業

子どもたちが放課後に安全で安心して活動できる居場所づくりを目的として、小学校の校庭や余裕教室・体育館等を利用し、地域の皆様の協力を得ながら、子どもたちが様々な体験・交流・遊び・学習に取組む事業を推進しています。

平成 19 年度から間々田小学校区に「間小っ子ふれあいひろば」を、平成 22 年度から乙女小学校区に「乙女っ子なかよし広場」を、平成 25 年度から豊田北小学校区に「豊北まなびの居場所」を、平成 29 年度から若木小学校区に「ワコーズ」を開催しています。また、令和3年度には羽川小学校区に「はねまる」を開設しました。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、いずれの放課後子ども教室も中止となりました。

令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響で、羽川小学校区の「はねまる」のみ開催しました。

下記の表の、はねまる以外の放課後子ども教室は、令和元年度の実績になっています。

「はねまる」のみ、令和 3 年度の実績になります。

<小山市放課後子ども教室一覧(令和元年度実績)>

※はねまるのみ令和 3 年度の実績

	間々田小 放課後 子ども教室 「間小っ子 ふれあいひろば」	乙女小 放課後 子ども教室 「乙女っ子 なかよし広場」	豊田北小 放課後 子ども教室 「豊北っ子ふれあい 広場」	若木小 放課後 子ども教室 「ワコーズ」	羽川小 放課後 子ども教室 「はねまる」
小学校区	間々田小学校区	乙女小学校区	豊田北小学校区	若木小学校区	羽川小学校区
開設年度	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 29 年度	令和 3 年度
開設場所	間々田小学校内	乙女小学校内	豊田北小学校内	若木小学校内	羽川小学校内
開催日	5 月～2 月の 水曜日	5 月～2 月の 木曜日	①4 月～2 月の 火曜日 ②4 月～2 月の 水曜日	5 月～2 月の 水曜日	6 月～1 月の 水曜日
年間開催 日数	20 回程度	20 回程度	40 回程度	20 回程度	7 回程度
開催時間	夏季 15:00～16:30 冬季 15:00～16:00	15:00～16:10	①14:30～16:30 ②19:30～20:30	15:00 ～16:00	14:15 ～16:15
参加登録 人数	160 人	90 人	40 人	30 人	15 人
運営形態	業務委託	業務委託	業務委託	業務委託	業務委託
運営団体	間々田小 放課後子どもプラン 運営委員会 (地元住民主体の 任意団体)	乙女小 放課後子どもプラン 運営委員会 (地元住民主体の 任意団体)	豊北 まなびの居場所 (地元住民主体の 任意団体)	若木小 放課後 子どもプラン 運営委員会 (地元住民主体 の任意団体)	羽川小 放課後 子どもプラン 運営委員会 (地元住民主体 の任意団体)
スタッフ・ ボランティア数	19 名	23 名	25 名	21 名	20 名

<活動の様子>

【間小っ子ふれあいひろば】



初めての竹馬乗り

初めて竹馬に挑戦！
支えてもらったから、
怖くなかった！

図書室でお勉強



【乙女っ子なかよし広場】

カーリングに挑戦



まっすぐ進めー！！
なかなか難しいなあ

子どもたちの発想に合わせて活動内容は多種多様に変化します。

わからないところは
先生が丁寧に教えてくれるよ！

みんなでお勉強

教室は保護者や地域の大人がスタッフとなって教室を運営し、児童からお年寄りの三世代交流を行っています。

【豊北まなびの居場所】



コマ回し

カルタ大会優勝！委員長から
賞状をもらったよ！

カルタ大会表彰式



大学生のお兄ちゃんに
コマ回しを教えてもら
ったよ

【はねまる】

【ワコーズ】



ニュースポーツ

ストラックアウトで対決！
うまく抜けたぞ！！

開所式の様子



6 小野塚イツ子記念青少年健全育成基金活用事業

故小野塚イツ子氏の「国際社会で活躍・貢献できる青少年の育成」との遺志を受け、遺贈資産の一部をもとに小野塚イツ子記念青少年健全育成基金を創設しました。

この基金から、子ども達が国際社会で活躍できるような人材育成や健全育成を図るための様々な活動や事業に対して、上限を30万円としてその経費の一部を助成しています。

※コロナ禍の影響もあり、令和2年度は活用実績がありませんでした。

活用実績

年 度	活 用 内 容
令和3 年度	○学校外の学びプロジェクト ○高校生こども食堂 ○子どもと親の居場所づくり
令和元年度	○夏休みこども将棋講習会及び長谷部プロ・小山市長杯争奪将棋大会
平成30 年度	○夏休み子ども将棋講習会及び長谷部プロ・小山市長杯争奪将棋大会 ○花桶かつぎ振興プロジェクト
平成29 年度	○式根島訪問交流事業 ○お琴＆三味線の音楽体験 ○武井伝統文化子ども教室 ○ハタフル街の応援団だいすキッズ ○とちぎジュニアオーケストラ 第6回定期演奏会 ○童謡フェスティバル～語りと歌でつづる野口雨情の世界～



小山の子どもを みんなで育てよう！



発行・編集：小山市教育委員会事務局生涯学習課
青少年係・青少年育成指導センター
〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1
TEL 0285-22-9671
FAX 0285-22-9650